

近隣住民を対象とした公民館、集会所の取扱いについて

近隣住民を対象とした公民館、集会所（以下、「公民館等」という。）の判断については、以下のとおり取り扱う。

なお、本取扱いは建築基準法（以下「法」という。）第48条には適用しない。

- 1 公民館等のうち、次の各号を満たす場合は、当該建築物の規模にかかわらず、法第6条第1項第1号の特殊建築物の「集会場」としない。
 - (1) 町内会等の一定の地区の住民を対象とした建築物であること
 - (2) 当該建築物の利用想定区域の外から一時に多数の人又は自動車の集散するおそれがないこと
- 2 公民館等のうち、次の各号を満たす場合は、法第6条第1項第1号の特殊建築物の「集会場」とする。
 - (1) 町内会等の一定の地区以外の住民も対象とし又は当該建築物の利用想定地区の外から一時に多数の人又は自動車の集散するおそれがあること
 - (2) その用途に供する床面積の合計が200㎡を超えること
- 3 前項の規定により集会場に該当する建築物内の集会室について、集会室1室の床面積（固定したステージ部分の床面積は除く。また、ふすま、アコーディオンドア等の可動間仕切で区画できる場合は、区画されている部分を合算する。）が200㎡を超える場合は、法第27条及び別表第1の適用を受けるものとする。